

第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会

日 時 令和8年4月22日（水）午後6時30分～
場 所 前原暫定集会施設 A会議室
出席委員 4人
部会長 水津 由紀 委員
委 員 喜多 明人 委員 中村 靖夫 委員
小峰 優子 委員
欠席委員 岩瀬 有未 委員

事 務 局 児童青少年課長 久保田 洵
児童青少年係長 清水 康之
児童青少年課主査 津端 友佳理

傍 聴 者 5人

1 開会

久保田課長 それでは定刻になりましたので、第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中御出席、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局から2点御案内をさせていただきます。

1点目、4月に事務局の人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

まず私から、新しく課長になりました久保田と申します。よろしくお願いいたします。以前、3月までは企画財政部企画政策課というところにおりまして、組織改善に関することをしておりました。子どもの分野は全く初めてでございまして、皆様のお話を聞いて、いろいろ学べていけたらと思っておりますので、何も分からなくて恐縮ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、もう一人、子どもオンブズパーソン事務局、こちらも人事異動がありまして、津端でございます。

津端主査 津端です。よろしくお願いいたします。

久保田課長 前任の課長の平岡ですとか子どもオンブズパーソン事務局の永井に関しても、辞めたわけではなくて、別の部署にいますので、今後関わることもあるかと思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料の確認についてですが、次第の下に配付資料を記載しておりますので、御確認いただきまして、もし不足がありましたらお声かけいただければと思います。

本日、会議録作成のため、会議内容を録音させていただいております。ですので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただくと大変助かります。よろしくお願いいたします。

もう1件、本日、岩瀬委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、委員の御出席を半数以上いただいておりますので、会議としては成立していることを御報告させていただきます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議題

水津部会長 皆さん、こんばんは。部会長の水津です。よろしくお願いいたします。ただいまから第3回小金井子ども・子育て会議子どもの権利部会を開会させていただきます。

初めに、事務局から本日の流れについて説明をお願いします。

津端主査 事務局です。本日の議題は2点、主に一番最初の1点目、子どもの権利の日を制定する条例に係るパブリックコメントの結果についてとなります。

それでは、資料の1番を御覧ください。子どもの権利の日の制定に係るパブリックコメント等の結果についてになります。パブリックコメントは、令和8年3

月3日から4月2日まで実施し、2名から回答を得ました。パブリックコメントと一緒に、前回の部会で報告しました子どもたちからのアンケート結果も記載しております。前回の部会でも報告しましたが、子どもの権利の日条例について確認のため御説明させていただきます。

まず、条例の策定についてです。市民全体が子どもの権利の認識を高める取組の1つとして、「世界こどもの日」である11月20日を小金井市でも「子どもの権利の日」と制定するため、権利の日条例を策定いたします。子どもの権利の日については、子どもたちの会議にて、子どもの権利の日の条例の前文の検討・作成、子どもの権利の日のイベントの内容の検討を行い、こちらの権利部会では、根拠法令等の検討、子どもたちの検討結果について必要に応じて専門的な助言を行うこととなっております。

条例の前文を検討する子どもたちの会議としましては、市は令和5年度から実施している「しょうがねいを変えちゃう人の会」に検討をお願いしました。この会は、本市在住・在学の中学生在が、小金井のまちや学校について話し合い、そこでまとめた意見を市長、教育長に提言する会になります。令和7年度は、子どもの権利の日について、子どもの権利の日の条例の前文案について2件を検討してもらいました。その結果を前文に反映しております。

前文については別途、小中学生にアンケートを実施しました。その結果が、ホチキス留めの後ろのほうに記載がございます。資料1の後ろのほうです。アンケートについては、前回の部会でも御報告しましたとおり、2種類ございます。1つ目が「子どもの権利の日の前文案に関するアンケート」結果です。「まなびポケット」を活用して、市立の小中学校に、令和8年1月26日から2月16日までアンケートを実施しました。対象は小学校3年生から6年生及び中学生になります。親子で子どもの権利を考えると、御家庭で保護者と子どもが子どもの権利について、子どもの権利の日の条例の前文について考えられるような形としました。

内容は物語形式で、家族が家で子どもの権利について、権利の主体について、そして小金井の子どもたちの権利条例についてを話し合うという内容になっています。その物語を現実世界の御家庭で読んでいただき、家族で子どもの権利について話し合ってもらい、アンケートに回答をいただきました。

2つ目のアンケートは、児童館で行いました。こちらは小学生を対象にしたもので、回答をいただいております。

以上で資料の説明は終わりになりますが、子どもの権利部会の役割としましては、冒頭申し上げたとおり、根拠法令等の検討や子どもたちの検討結果について必要に応じて専門的な助言を行うこととなっております。本日御意見をいただきまして、部会の取りまとめをお願いしたいと思っております。

それでは、水津部会長、よろしくお願いいたします。

水津部会長 ありがとうございます。ご説明いただいたので、パブリックコメントについて皆さんの御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

喜多委員

最初にちょっといいですかね。この子どもの権利部会も継続審議でやってきておまして、部会として与えられた課題というか、やらなきゃいけないことの1つはオンブズのモニタリングシステムをどうするかという問題、これはかなり深めて、本部の報告会に部会として参加するという形で、モニタリング的な機能を果たしていくこととか、それから、今回の権利の日でもそうですけれども、市民一般の権利を普及啓発していく、そういう課題と、そして、最後に残っているのが子どもたちの意見表明、参加の仕組みをどうつくっていくかというところがまだ手つかずで、課題として残っているところなんですね。そこが大体決着すれば、この部会の役割は一応、継続審議ですっと来ていますので、一旦は締められるといいなと思うんですよね。

問題は、意見表明、参加の仕組みをつくるというのはどういうことなのかというところが一番、今回の条例との絡みでポイントなんです。一番簡単なのが行政規則、つまり、要綱行政で仕組みをつくっちゃうというやり方なんですけど、子ども・子育て支援の福祉の部局で要綱として意見表明の仕組みをつくると、これは福祉の場合なんです。本当に子どもたちを動かすなら、教育委員会の協力も不可欠。じゃ、教育委員会を動かすのに福祉の側の要綱行政で動かせるかという、これは動かせないです。もし子ども参加を全庁的に、特に教育と福祉を含めて全庁的に子どもの意見表明、参加を支援していく仕組みをつくるとしたら、これは自治体の憲法である条例を使うしかないんです。

本筋で言えば、子どもの権利条例がありますし、意見表明、参加は10条に規定されていて、その条例に仕組みをつくって変えていくというのが本筋なんですよね。でも、権利条例は子どもの権利とその補償について、理念的にわかりやすくまとまっている。今回、権利の日という具体的な施策については、別途、権利の日条例の枠の中で規定し、さらにこの部会が長年検討してきた意見表明、参加の仕組みという具体的な施策につながる内容も盛り込むという形はもう一つの方法だと。私たちの合意として、できればこの権利の日の条例の中が、子どもたちの意見表明、参加の仕組みの将来的な法的根拠になる、そういう条例にならないかなというのが、今日の部会のテーマなんですよ。子どもの権利の日の条例に意見表明、参加の仕組みをつくるということで、パブコメ寄せられた意見が生かせるかどうか。パブコメ以外にも意見表明・参加につながる道筋を条例内に残したい。

僕は、部会案にちょっと提案を、資料として皆さんにお配りしているのは、そういうパブコメの意見を含めて、こういう形だったら権利の日の条例に意見表明、参加の仕組みをつくっていけるような根拠規定ができるんじゃないか。最初の出発点、今日の検討材料の出発点としてはそういう目線で、このパブコメの検討をしていただくといいかなと思うんですよね。

水津部会長

パブリックコメントを踏まえて、部会案というものがこちらにあると思います。パブリックコメントのほうは見ていただくと、ざーっと分かるように、おおむね賛成という部分があるのと、子どもたちのやりたいこととかが書かれている。あ

と、まなびポケットのところだと、ああ、まだここかというような意見も若干見られるかなというところがあるので、やっぱり権利の日は必要かなと思います。例えばですけど、一番最初のところなんかも、権利とわがままの違いみたいなことがここに出てくるということは、そもそもにして理解が不十分というふうに私たちは思ってしまうので、その辺のところがみんなで話せるような権利の日というものがそこにあるべきだと思われるので、子どもの権利の普及だったり啓発だったり、そのことをみんなで考える日という形でこれに取り組むということは、この文から見ても必要なものだと思えるかなと思います。

喜多委員

一応私のほうで出させていただいた資料も、パブコメの評価から入っているんですね。ですから、部会案という形で出している2枚つづりの資料を御覧いただければと思うんですが、これは部会案作成の趣旨という後半の部分から簡単に説明させていただきたいんですけども、部会案として、こういう条例案で本会議に提案できないかなという、パブコメ用につくっていった条例案を少し修正した案をつくらせていただいているわけなんですけど、その修正の趣旨は何かというと、第1にありますように、パブコメ、非常に評判がよくて、特に子どもたちの思いが非常に入っている、そういう前文の趣旨が第1条に適切に反映しているかどうかというところが、僕はそこを一番大事にしたかったというか、前文の趣旨と、もともと出されている提案の第1条は必ずしもかみ合っていなかったんですね。その意味では、パブコメの趣旨の中で非常に大事な部分は、前文の5段にありますように、周囲の人々とともに歩むことで成長していく力を子どもたちは持っているんだ。前文の11段なんかも注目を引いたわけですが、できないというふうに諦めるんじゃなくて、一緒に考えよう、やってみよう、建前でなくて本音で向き合ってほしい。子どもだけが動くわけでもないし、大人だけで学んだり考えたりするんじゃなくて、子どもと大人がともに考え、話し合い、生きていくということが大事だというのが前文の趣旨かな。

提出された意見の中にも、特に3号の意見の中には、大人と子どもと一緒に意見を出し合って、決める場をつくってください。ともに考え、ともに話し合って、まちづくりをしていく、政策をつくっていく、そういう考え方がパブコメを含めて反映されているということで、修正案をここに出させていただいたわけです。

もう一つ、3つ目にありますように、この権利の日の条例の根拠は、小金井市の子どもの権利条例であり、その第1条を前提にしているというのが、もともと提案もそこなんですけれども、第1条の目的というのは、そこに書いてある、子どもが権利主体である、子どもに基づき、子どもと大人が、子どもの権利をともに理解し合うこと。子どもが活動する場で、市や市民その他の人たちが、これは条例の第1条の言葉です。僕はここが主語だと思うんですね。「子どもが」が主語ではなくて、市や市民その他の人々が何をしたらよいかを定め、子どもとともに生き生きと楽しく安心して暮らせるまち小金井をつくろうと、目指していると理解すべきだろうということで、第1条については主語を、「第1条に掲げる」というところまで一緒なんですけれども、原案は第1条に掲げる全ての子どもが

というふうに、目的語のところが主語になっちゃったんですけれども、やっぱり条例の主語は、第１条に掲げる市や市民その他の人たちが子どもとともにまちをつくっていくことを目指すんだ。その目的のために、条例の第５条、権利及び１０条の意見表明権、それから、１４条の地域での子どもの権利の保障を推進するために権利の日を制定するんだと。

今まで見落とされがちな１４条、すごく大事な条文でして、子どもを地域の一員として子ども参加を推進していくということを定めている１４条は、まさに今後権利の日で子どもたちが参加していく根拠としてもこの１４条は貴重だと思います。したがって、普及啓発の５条だけでなく、意見表明の１０条と地域の一員としての子どもの社会参画を定めている１４条、これを目的として権利の日を制定するとしたらいかがかというのが私の提案です。

それで、当然３条も権利の普及啓発だけが目的ではなくて、今申し上げた第１条の目的、３つの条文を含めた第１条の目的を達成していくための事業を実施していくと。その事業を具体的に、まさに行政規則と計画で明らかにしていく４条は、そういう主張を別に定めるという形で、その事業を具体化していく、こういう形になれば、部会が求めてきた意見表明、参加の仕組みを、条例を根拠に横断的な、教育委員会も含めて、子どもの参加を横断的に推進していけるような施策がしてくれるのではないかなというような提案でした。内容的にはそういうことです。

水津部会長 ありがとうございます。ということで、最初の元の条例案ですと、やはり子どもの権利の普及啓発のみに縛られたというか、限定されたように読み込めてしまうところがあって、部会でずっと話してきた子どもの意見表明の仕組みをここで何かひもづけられないかという話のところまでは届いてないなという印象があると思ったので、喜多先生のおっしゃることがそのところに入ってくるのかなと思うんです。その辺のところですね。

喜多委員 参考資料の１というので、事務局がつくっていただいていますね。元の条例案のところ。

水津部会長 最終形を見ていただけると、どの部分が修正箇所というのが分かると思うんですけど。

喜多委員 比較していただけるといいと思います。

水津部会長 どういう形にしても、あくまでも普及啓発だけではない、普及啓発自体にも子どもたちの意見が反映されるものというのが部会のイメージで話してきたことなので、そこが入るものでないと、今までの話と整合性が取れなくなっちゃうなというつもりがあるんですけど、皆さんどうでしょう。

小峰委員 １４条の子どもが地域の一員として、もともと社会参画をするということがすごくいいことだなと今思いました。やっぱり参画するためには、ただ、やればいいというものじゃなくて、本人たちの意見を聞くのがすごく大事だけど、そのところは現場でも学校でもなかなか、こっちで土台をつくってあげて、取りあえず集めて、社会、ボランティアしなさいみたいな形になっていくというのが現状なので、こういう条例でこういうふうになっていけば大人の意識も変わってくる

んじゃないかなと感じます。

水津部会長 中村さん、いかがですか。

中村委員 中村ですけれども、今、この資料を拝見して、すぐ意見というのはなかなかぱっと出てこないですね。今、先生から解説いただいて、また読み込んでくると、この左と右の違いがやっと分かったところですね。ですので、それに対してどうかということになると、疑問点しか出てこないんですね。

水津部会長 疑問点だけでも出していただけると。

中村委員 喜多先生の案を今ざっと拝見いたしまして、第1条に書いてあります、「市や市民その他の人たち」というのは、具体的にはどなたを指すのかな、ちょっとイメージが湧かなかった。市というのは行政のことをおっしゃっているということですね。

喜多委員 そうですね。この言葉はもともと市がつくっている文章なんですね。市というか、条例だね。これは、子どもの権利に関する条例の本体の第1条に入っている言葉なんですね。特に3つ目のパラグラフに、市や市民その他の人たちが何をしたらいいのかを定めるというのがこの条例の目的なんだということが書いてあるんですね。市は行政でしょうし、市民は一般的に小金井の市民。僕は、市民というのは実際にはかなり幅広く捉えてもいいと思うんですね。

中村委員 その後ろ、その他の人たちはというのは、どういったものを指していらっしゃるんでしょう、これは。その他の人たち。

喜多委員 これ、条例上の言葉ですから、条例上の解釈というのはあるんですよ。

津端主査 そうですね。あります。

中村委員 ちょっと解説いただきたい。

喜多委員 つまり、いわゆる外国籍の、海外にルーツのある人たちとか、様々な小金井市に住んでいらっしゃる方々、それから、もちろん市民の中には子どもたちも入りますし、「その他」という中にはかなり、あとこちらに市外から通っている人たちもいらっしゃるわけですよ。そういう市民ではないけれども市の活動に参加しているような方々も含まれていると思いますね。

中村委員 私、読んで自己解釈しますと、市民というのは、明らかにこちらに籍を置いて住んでいらっしゃる方。おっしゃられたような、外から働きにここにいらっしゃる方、あとは、将来的にこの市に住みたい方たち、そういった幅広い捉え方もできるかと思えたんですけれども、であるならば、もう少し分かりやすい表現のほうがいいのかなと、読んだ感じですね。「市や市民その他の人たち」って3つ出てくるので、この辺がちょっと分かりづらかったかなと、ぱっと見感じました。

喜多委員 あくまでも、これは条例上の言葉を使っただけなんですよ。

中村委員 ああ、そうですか。

喜多委員 新しい言葉をつくったわけではないので。あくまでも小金井市の権利条例の1条に基づいて、この権利の日の条例がつくられているという意味合いで、主語を同じにしたというか。

中村委員 こういう言葉が一般的な条例で使われているということですね。

喜多委員 事務局のほうで補足して。

中村委員 細かいですけど。申し訳ございません。

津端主査 この条例においてどうかというところは、私も４月に来たばかりで勉強不足ではあるんですけど、「市や市民その他の人たち」というのは、確かにいろんなところでも使われていまして、市民というのは、おっしゃっていただいたように、籍を置いて住んでいる方々、その他の人たちという、先生がおっしゃっていただいたとおり、小金井市に働きに来ていらっしゃる方とかもそうですし、あとは、市内で活動している団体の方だったりもします。個人じゃなくていろんな活動団体の方。「その他の人たち」というのはいろんなものが含まれているかなと思います。

中村委員 読んだ感じはそういうふうに受けました。その他の人というのがどうかなということですね。

あと、ぱっと拝見して、３条に、「第１条の目的を達成していくため」と記載がありますけれども、その目的というのは１条から読み解く形になるかと思うんですけども、この１条のどこからどこが目的に該当する文章なのかというのを解説いただきたいんですけども。この目的ですね。

喜多委員 全部です。

中村委員 全部が目的と書いてあるんですか。

喜多委員 これ、もともと第１条は目的規定ですから。

中村委員 そうか、そうか。この全て。失礼しました。

喜多委員 全てが目的規定です。

中村委員 上の括弧で書いてあるんですね。「（目的）」と。この文章が全て目的になるということですね。

喜多委員 そうです。

中村委員 失礼しました。

水津部会長 ですので、１条のところは目的というところに、条例ですので、いろんな制約はあるかと思うんですよ、文書が通ったときの。でも、どうしても伝えてほしい、そこに盛り込んでほしいこととして、子どもの権利を遂行すること、普及するためのものと、あとそこに、ずっと私たちが言っていた子どもの意見がそこに取り込まれることみたいなことを目的に入れてほしいという気持ちの中での思いを部会としては伝えたいところですし、それが分かるような、行政のいわゆる条例文というのは決まりがあるので、どうしてもここは難しいというのは当然出てくるかと思うんですけども、でも、そうであったとしても、その部分、子どもの意見表明というところがここに表れる目的の中に１つ含まれるということが重要なことだというふうに、繰り返しますけど、前回の部会からずっと引き続き話してきたことですので、そこは最初の案では読み取れないというところはあるので、そこは何とかして、どんな形になるかは置いたとしても、それをそこにちゃんと入れてほしいというのが部会としての意見かなと思います。

喜多委員 元の条例案の第１条を読んでいただくと分かるように、第１条に掲げる全ての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまちをつくるために権利の日をと

いうと、市民が入ってないんですよ。大人が入ってないんですよ。子どものために権利の日をつくるみたいな見方になっちゃって、これは本来、条例の１条というのはそうじゃないんですよ。だから、読み方としてはやはり、さっき出た市と市民と全ての者というのが主語で、市民が子どもとともに子どもの権利を学んで、そして、子どもも大人も一緒になって小金井のまちをつくっていきこうという、そういうパートナーシップというか、ともにつくっていくというところから、子どもの意見表明、参加というものがすごく大事になってくるんだと思うんですよ。１条の趣旨、やっぱり元の条例案というのは、最初の主語がおかしいなと思っていたんですよ。

さっき言いましたように、権利の日の条例の前文は、ともに考えようとか、ともに歩いていこうとか、常に大人と子どもが一緒にやっていこうというのが前文の趣旨なので、その趣旨とも、第１条は子どものために権利を学びますみたいなじゃなくて、一緒に学んでいこうという、その１条と前文とが整合性を持つためにも、主語は市民が子どもとともにまちをつくっていくという、その流れが前文との流れから言ってもいいんじゃないかと思うんです。

水津部会長　子ども版の条例の案のところも、前文には物すごくいろいろ気持ちを書いているけれども、そこに目的と上がったときには、これと同じことになっているんですよ。目的、第１条はこの条例は全ての子どもが元気に安心して暮らせる小金井市をつくり、子どもの権利をもっと知ってもらい、広めるために子どもの権利の日をつくりますという目的に子ども版のほうもなっている。

喜多委員　ちょっと趣旨が伝わらない。前文と第１条がつながりが薄い感じがする。

水津部会長　ごめんなさい。子どもに説明するときの文章。要は、喜多先生がおっしゃるように、前文のところをもうちょっと踏み込んだものにとのことですよ、目的のところ。

喜多委員　前文とパブコメの意見と併せて。それ、やっぱり「一緒に考える」をやってみようという、ここのところが入る必要があると思うんですよ。

水津部会長　そもそもにして、この子どもの権利の日を制定したいという話がもともと出てきたときに、最初の話のときに部会の中で話していたことの中に、先生がおっしゃっている部分が必要だという話をずっとしてきたはずなので。

喜多委員　ええ。最初、権利の日に、もちろん市民が学ぶ場であると同時に、子どもたちが市に対して意見提言していく日にできないかと。例えば、市長に対する意見提言や教育長に対する意見提言を１１月の権利の日の１つの、毎年、子ども会議がそういう意見提言をできるような仕組みはできないかなという。具体的に、子どもたちの意見提言が、もちろん何とか審議会の中に子どもが入って意見を言うという、そういう方法も大事なんですけども、その以前にまず子どもたちが皆で集まって、市に対して何か意見を言えるような場をまずはつくるということが第１段階として、権利の日はうまく使えるんじゃないかと。ほかの自治体で条例に権利の日を使っているのは、確かに普及啓発が多いんですよ。それが一番簡単だから。普及啓発の、誰かに講演してもらえば済むというやり方はちょっと安易な

ので、というか、少なくとも小金井は、子どもたちが社会参加していく、意見提言していく貴重な機会になるようなことができないかなという。

水津部会長 権利の日の制定に、小金井市らしいものを作ろうしてきたところだったので、それはあるんですね、もともと。だから、その部分はやっぱり重要なかなと思う。

喜多委員 子ども会議が意見提言、川崎なんかもそうなんだけど、意見提言というと、年度末になっちゃうんですよ。そうすると、子どもたち、年度末って入試があったり一番忙しい時期にやるというよりかは、むしろ１１月の権利の日みたいなところだったら、秋の行事として子どもたちが、受験も何も気にしないで取り組める時期だなと思うんですね。これが３月になると、子どもたち、一番不安定な時期、進学とか受験とか。ですから、そのほうがいいなと僕は思っていたんですね。

水津部会長 一定、条例をつくる、前文をつくるところに子どもの意見を入れたというのは、ここで事実としてあるんだけど、それだけで終わってしまっただけでは意味がないということですね、先生がおっしゃるところ。私たちもそういうふうに出てきたのがあるので。

小峰委員 小峰です。

水津部会長 どうぞ。

小峰委員 やはり大人も変わらないと子どもの意見を聞けないので、そういう意味では、喜多先生がつくった第１条の書き方だと、子どもの意見を私たちは聞かなくちゃいけないのねという気持ちになるので、とてもいい書き方だと思います。元の条例案だとぼやんとしていて、やるべきことをみんなが分かるという意味ではこちらのほうがいいと思うし、やはり子どもにはちゃんと意見を言う権利があるんだということをしっかり私たちが知らないと、これは成り立たない。そういう意味で、分かるためにも子どもの日も必要だし、そうすると、子どもの日というのは何だろうというふうに話し合うチャンスにもなるのでいいと考えました。

水津部会長 ３条のところの最初の案と喜多先生の案でいくと、権利に関する理解を深めるためにということに、そこも限定してきているところがあるのを、この１条の目的を達成するためのとすると、幅が広がって見えるのかなという気持ちはあります。ただ、行政的にいろいろあるのかなとは思うので。ですから、今日これに決定とかということにはならないと思うんですけども、今の部会の意見をまとめて、ぜひ吸い上げていただいて、いいところで少し調整していただけると、お願いしたいなと思います。

喜多委員 ５月１日の子ども・子育て会議……。

水津部会長 には出せたら、今の話を、スピード感としてはどうなんでしょう。

津端主査 今日御意見を皆様からいただきました。喜多先生から修正の御意見をいただいている、普及というのが今条例には入っているんですけど、普及啓発だけでなく、意見表明の機会につながる文言を補うこと、という趣旨の御意見をいただいている、それに委員会としても同意するという御意見をいただいたかなと思っております。

ます。水津会長からもおっしゃっていただいたとおり、行政的にもいろいろきまりがあると今おっしゃっていただきましたけれども、条例案ということになるので、いろいろ文書のルール等の決まり事とかもあるので、今回いただいた御意見を基に、私たちのほうでそちらのほう確認いたします。本日、調整について部会として会長に一任いただいて、会長と私たち事務局で5月1日まで調整させていただいて、5月1日の子ども・子育て会議で報告を上げさせていただければと思いますが、このような進め方でお諮りいただいてよろしいでしょうか。

水津部会長 時間がないのでそれしかないかなとは思いますが。子どもの意見表明というものはあるけど、子どもが参加した子どもの権利の日ということをやっていると、きたつもりなので、その辺のところなんですよね、要は。大人が決めたものではなくて、子どもたちと一緒にこの権利の日を考えるよということが入れたかったから、意見表明権と入れるとすごく堅く取られるかもしれないけど、子どもと大人と一緒にこの権利の日をつくっていくんだという趣旨のことがこの中に入れてほしいことなので、そこを御理解いただいた上での文書作成というものに努めていただければと思います。

津端主査 はい。

水津部会長 よろしいでしょうか。ですので、1日というのは非常に近々だということは分かっておりますので。

津端主査 来週の金曜日です。

水津部会長 さようでございますね。ということですので、分かりました。ちょっと後で相談させてください、いろいろ。1日の子ども・子育て会議には報告という形で出したいという。委員の皆様、そのように進めさせていただけたらと思います。

水津部会長 では、議題1については以上なんですけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、次は議題2になるんですけれども、何か事務局からございますでしょうか。

津端主査 2件ございます。5月1日の子ども・子育て会議で本日の議事について報告をさせていただきますというのが1点と、もう一つが、内々ではあるんですけれども、さっき喜多先生からも出ましたオンブズの活動報告会の日程が決まっております。皆さんも御参加いただけるということでしたので、先に日程を御報告させていただきます。7月21日の午後6時半から、会場がお隣の萌え木ホールとなっております。こちら、5月1日の子ども・子育て会議と併せて、皆様に御報告をさせていただく予定なんです。

水津部会長 お時間は何時でしたっけ。6時半？

津端主査 6時半になります。

水津部会長 18時半から萌え木ホールのほうですね。

津端主査 萌え木ホールになります。

水津部会長 このオンブズの自己評価を評価することが私たちの役割でもございますので、ぜひ報告会には御参加いただいて、1年間のオンブズの活動を見ていただ

いて、さらに御意見があればいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと恐らく6月のキッズカーニバルのところで、子どもの意見聴取ですとかオンブズの広報だとかのところをしていく予定になっていると思いますので、そこもまた御注目いただければなと思います。

ほかには。大丈夫ですか。この後、調整をさせていただくということもございまして、本日は議題に関しては終了いたしましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。では、以上となります。

喜多委員 どうもお疲れさまでした。

水津部会長 お疲れさまでした。